

症例報告等における患者個人情報保護に関する指針

大阪透析研究会

症例報告は、個別の症例における貴重な情報や経験を共有することにより、医療の向上、医学・医療・福祉の全体の進歩に貢献する重要なものである。しかし、患者の個人情報（プライバシー）の保護は、医療者に課せられた義務であり、症例報告等に際しては、個人の特定ができないようにする配慮が必要である。

以下の各項目に記述された事項は、疾病の提示・理解に必要不可欠である場合を除いて、可能な限り遵守されるべきである。

1. 患者の氏名、イニシャル、診療番号、ニックネーム等は記述しない。
2. 患者の人種、国籍、出身地、現住所、職業歴、既往歴、家族歴、宗教歴、生活習慣・嗜好は、報告対象疾患との関連性が薄い場合には、記述しない。
3. 日付は、第一病日、3年後、10日前という記述方法にするか、あるいは、患者の臨床経過、病態把握に必要な場合には個人を特定できない形で、年月までの記載とする。
4. 診療科名は記載してよいが、他の情報との照合によって個人が特定される可能性が高くなる場合などは大まかな記述法（例えば、呼吸器内科の代わりに内科）とする。
5. 既に診断・治療を受けている場合、他院名やその所在地は記述しない（例えば、「前医」「某大学病院」などと記載する）。
6. 顔面写真を提示する際には目を隠す。眼疾患の場合は、眼球部のみの拡大写真とする。
7. 症例を特定できる検体、画像情報の中に含まれる番号などは削除する。